

宇多津町告示第68号

条件付き一般競争入札を行うので、宇多津町契約規則（昭和45年規則第9号）第5条第1項の規定により公告する。

令和8年4月8日

宇多津町長 谷川俊博

## 入札公告

### 1 入札に付する事項

#### (1) 事業名

令和8年度業務用パソコン調達事業

#### (2) 物品名及び数量

仕様書による。

#### (3) 物品の要求諸元

仕様書による。

#### (4) 納入場所

仕様書による。

#### (5) 納入期限

令和8年12月28日（月）

#### (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書は指定の様式を用いて、入札金額はアラビア数字で、インク又は墨で記入し、頭書に¥の記号を付記のうえ、1,000円未満の端数がないものとしたうえ、封筒に入れ封緘すること。

### 2 契約書作成の要否

必要

### 3 入札執行部署

郵便番号：769-0292

住 所：香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町役場本館3階 総務課（デジタル推進グループ）

電話番号：0877-49-8013

電子メール：soumu@town.utazu.kagawa.jp

### 4 契約の内容を示す日時及び場所

入札説明会は仕様書を公開することに替え実施しない。

#### (1) 入札説明書等の交付場所

宇多津町ホームページ (<https://www.town.utazu.lg.jp/>)

- (2) 入札説明書等を公布する日時等  
公布の日

## 5 同等品の認定申請

仕様書（別紙）機器仕様書の想定機器以外の機器（同等品）で応札しようとする者は、次のとおり申請し承認を得なければならない。

- (1) 提出期限

令和8年4月10日正午

- (2) 提出方法

認定申請書を提出期限までに「3 入札執行部署」に示した場所に電子メールで提出すること。不認定となった場合に限り次の認定申請書を提出することができるものとする。なお、電子メールを送信した場合は、送信した旨を電話により連絡すること。

- (3) 回答方法

認定申請書を受理した時から概ね24時間以内に電子メールで回答する。また、「5 質疑回答」の回答とあわせて一斉に公開する。

## 6 質疑回答

本件に関する質問がある場合は、質問書を提出することで回答するものとする。

- (1) 提出期限

令和8年4月10日正午

- (2) 提出方法

任意の様式で提出期限までに「3 入札執行部署」に示した場所に対し文書で提出することとするが、郵送又は電子メールによる提出も可とする。なお、電子メールにより提出する場合は、送信した旨を電話により連絡すること。

問い合わせ文書には、会社名、担当者名、電話連絡先を明記すること。なお、電話、電報等による質問については一切受け付けない。

- (3) 回答方法

令和8年4月10日午後5時までに、入札説明書等の交付場所に掲載する。

## 7 入札及び開札を行う日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時

令和8年4月16日 午後1時30分

- (2) 入札及び開札の場所

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町役場 本館 3階会議室

### (3) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは認めない。

なお、代理人が提出する場合は、委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。

## 8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げるものはこの要件を満たす者とする。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (3) 宇多津町が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 宇多津町が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 過去2年以内（令和6年4月1日から本公告の日まで）において、国、地方公共団体またはそれらの広域事務組合等に対し、パーソナルコンピュータを70台以上納入し、かつ、すべてを誠実に履行した実績を2回以上有すること。なお、契約の形態は売買契約または賃貸借契約のいずれも対象とし、区分しないものとする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

本入札においては、「8 入札者の参加資格」の（5）の要件により、宇多津町契約規則（以下「規則」という。）第8条第1項第2号、契約保証金については規則第23条第1項第2号に該当するので、入札の参加資格があると認められる者は自動的に免除するものとする。

## 10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を令和8年4月15日午後3時までに、「3 入札執行部署」に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出された書類の形式審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし電子メールで通知する。

## 11 入札の無効

次の各号に該当する場合における入札は無効とする。

- ①本公告に示した入札参加資格のない者がした場合
- ②入札者に求められる義務を履行しなかった者がした場合
- ③入札に際し不正行為があった場合
- ④入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
- ⑤入札書の金額を訂正した場合
- ⑥前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指定した事項に違反した場合
- ⑦入札参加資格の本審査の結果、不適格と認めた場合

## 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## 13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、落札の決定を保留する。開札終了後、速やかに落札候補者の提出済み書類に基づき、入札参加資格の正式な審査を行う。審査の結果、適格と認められたときに、当該候補者を落札者として決定する。不適格と認めた場合は、次順位の者を落札候補者として審査する。

## 14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

## 15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

## 16 仮契約

本契約は地方自治法第96条第1項第8号に基づき、議会の議決を必要とする案件であ

るため、当該議決を得るまでの間は仮契約とする。議会の承認が得られなかった場合、仮契約は自動的に解除されるものとし、これにより発生した損害について、本町は一切の責任を負わないものとする。

#### 17 その他

- (1) 本公告に定めるもののほか、規則及び仕様書を遵守すること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。
- (4) 申請書等を郵送で提出する場合は、指定の期限までに必着であること。入札者の責めによらない事由であっても遅延を認めない。